

食品安全委員会企画専門調査会

第 37 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 23 年 2 月 8 日（火） 10:00～12:02

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

- (1) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の検討・選定について
- (2) 平成 23 年度食品安全委員会運営計画について
- (3) その他

4. 出席者

(専門委員)

早川座長、清水専門委員、阿南専門委員、今井専門委員、江森専門委員、
生出専門委員、河合専門委員、迫専門委員、佐々木専門委員、局専門委員、
宗像専門委員、山崎専門委員、山田専門委員、山根専門委員、渡邊専門委員

(専門参考人)

服部専門参考人

(食品安全委員会委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員

(事務局)

栗本事務局長、中島事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長、
本郷情報・緊急時対応課長、原嶋勸告広報課長、新本リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

資料 1 (平成 22 年度) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件
候補について

資料 2 平成 23 年度食品安全委員会運営計画 (素案)

- 参考資料 1 (平成 22 年度) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件
候補関連基礎資料
- 参考資料 2 食品安全委員会運営計画 (新旧対照表)
- 参考資料 3 平成 23 年度食品安全委員会予算案の概要及び定員要求結果の概要に
ついて
- 参考資料 4 平成 22 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

6. 議事内容

○早川座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「企画専門調査会第37回会合」を開催いたします。

本日は15名の専門委員とともに、服部専門参考人が御出席でございます。河合専門委員につきましては、少し遅れて御出席と承っております。石川専門委員、酒井専門委員、壺井専門委員は御欠席でございます。また、食品安全委員会から担当委員であります長尾委員、野村委員、畑江委員とともに小泉委員長、熊谷委員、廣瀬委員にも御出席いただいております。

それでは、本年1月7日に委員に任命され、今回初めて御出席いただいております熊谷委員から一言ごあいさつをいただければと思います。

○熊谷委員 熊谷でございます。この企画専門調査会は、実は私は初めてでありまして、しっかり勉強して対応したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○早川座長 引き続きまして、議事に入ります前に、事務局で人事異動があったと聞いておりますので、事務局からその御紹介と資料の確認をお願いいたします。

○西村総務課長 1月11日付けで事務局次長に中島が就任しておりますので、御紹介させていただきます。

○中島事務局次長 中島でございます。よろしくお願いいたします。

○西村総務課長 それから、本日の資料の確認をさせていただきます。

資料1 「（平成22年度）食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補について」。

資料2 「平成23年度食品安全委員会運営計画（素案）」。この2つを本日は主に御審議いただきます。

参考資料1 「（平成22年度）食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補関連基礎資料」。

参考資料2 「食品安全委員会運営計画 新旧対照表」。

参考資料3 「平成23年度食品安全委員会予算案の概要及び定員要求結果の概要について」。

て」。

参考資料4「平成22年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」ということでございます。不足はございませんでしょうか。

(1) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の検討・選定について

○早川座長 資料はよろしいでしょうか。それでは、議事に入りたいと思います。

まず「(1) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の検討・選定について」の審議を行いたいと思います。過去2回の企画専門調査会におけます審議を経まして、現在、平成22年度分の自ら評価案件対象候補として7つの物質、危害要因とでも申しましょるか、残っております。本日の企画専門調査会では、この7つの物質について、前回の企画専門調査会以降に収集した情報を含めて御議論をいただき、食品安全委員会へ報告する案件を決定したいと思います。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料1を御覧いただきたいと思います。資料1は7つの案件候補についての簡単な整理でございます。当初、広く国民の皆様からの意見募集、意見交換会を行って百数十件の案件が出てきたものから絞り込みを始めまして、前回の企画専門調査会で20の物質について御議論をいただいたところ、今は7つ残っているといた段階まで来ているわけでございます。

今回は必ずしも自ら評価案件を絞り込むというのみならず、自ら評価を行うという整理にならなかったものについても、どのように国民の皆様に対して情報提供をしていくかを同時に考えていくという作業として行ってきたわけございまして、1月の始めにリスクコミュニケーション専門調査会でこれまでの自ら評価案件候補の選定の状況について御報告し、今後の情報提供の仕方等について御議論を1回いただいているところでございます。

この後、リスクコミュニケーション専門調査会は恐らく3月ごろになろうかと思いますが、企画専門調査会の方で御議論いただいた自ら案件候補として出てきたものについての情報提供の仕方等の取扱いを引き続き御議論いただくというような運びになっているところでございます。

今回は前回までに絞り込まれた7つのものにつきまして、どれを自ら評価案件として食品安全委員会に報告するかということをおおねじり込んでいただきたいと存じます。例年キャパシティーの問題もあり、1件か2件くらいという形になっていることが多くございま

す。残ったものについては改めて知見を集めるというよりも、現在わかっている科学的知見を整理して、ファクトシートといったような形で、国民の皆様にはわかりやすく提供するというような形になろうかと思っておりますが、その仕分けの最終段階ということでございます。

本日の資料は、優先順位あるいは現在までの科学的知見の状況などについて評価を加えて、簡単に整理をさせていただいたものでございます。資料1は簡単にそれぞれ整理をされておりますが、参考資料1の方に前回にも提供させていただきました、やや詳しい知見の整理がございますので、併せて御覧いただければと思います。なお、若干前回以降わかったことを付け加えている部分がございます。

まずは資料1の1ページを御覧いただきたいと思っております。フッ素樹脂でございます。これにつきましては、いわゆるフライパン等のコーティング材などに使用されているということでございまして、こういったものについて、はがれおちて食品とともに摂取する危険性があるのではないかという懸念が挙げられているところでございまして、前回、山根専門委員の方からもう少し事実関係、科学的知見の状況はわからないかということで、調べてみるよという御指示がありました。今回そういう視点でかなり調べてみたのですが、あまり新しい知見は見つかりませんでした。

参考資料1の1ページを御覧いただきますと、フッ素樹脂とパーフルオロ化合物と一緒に書いてあるのですが、フッ素樹脂のうちでパーフルオロ化合物についてはいろいろと議論があるわけですが、例えばテフロンのようなものについては、必ずしもここに書いてある以上の知見は発見されませんで、特にフッ素樹脂自体についての危害情報でありますとか、食品とともに摂取した場合の危険性等に対する情報は、現段階では見つからなかったという状況でございます。

したがって、現在わかっていることは参考資料1にあるようなところでございまして、引き続き情報収集は努めていきたいと考えておりますが、現段階においては自ら評価にすぐに入れるほどの科学的知見があるという状況ではないかと考えられるところでございます。

2ページは、パーフルオロ化合物でございます。これについてはフッ素重合体製造時の加工助剤等に使用されているわけですが、これも言わば調理器具などからはがれて、食品とともに摂取することが心配だというようなことでございます。これにつきまして、諸外国ではいろいろな取組みが行われているところでございます。

特にこれにつきましては一昨年になりましたら、この企画専門調査会で議論になり

ましたときに、2009年にストックホルム条約での制限がかけられる見通しがあるので、その状況を見ようというような議論があったわけですが、その後2009年にこの条約での制限を受けて、国内でも化審法により製造・輸入が制限されているということでございます。これは新たな製造・輸入ということでございますが、環境中に既に残留しているものが食品に入り込むことにつきましては、EFSAなどでTDI、いわゆる暫定耐容一日摂取量が設定されているわけでございます。

諸外国で設定されたTDIは参考資料1の2ページの真ん中辺りに書いてありますが、例えば $0.15 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日。この耐容摂取量と日本国内における推定暴露量、右側の方に書いてございますけれども、例えば魚などに含まれているものについては $11.5 \text{ ng}/\text{kg}$ 体重/日ということで、 μg と ng で単位が違うほど、要するにTDIと推定暴露量の比較をしてみますと、現在、健康被害は生じていないのみならず、今後被害が生じるおそれが低いということは考えられるわけでございます。

3ページは、本来的に食品に含まれる物質としての硝酸塩。これは野菜などに含まれているということでございまして、これも過去に何度も議論になったことがあるものでございます。特にほうれんそうやレタスといったものに含まれるということでございますけれども、これについてはIARC、国際がん研究機関が恐らくヒトに対して発がん性があるという評価結果を2010年に示しているということでございます。一方、JECFA、FAO/WHOの専門家会議によるリスク評価におきましては、ADIは設定されているわけでございますが、発がんリスクとの間に関連があるという証拠はないということを示しているという状況でございます。

また、野菜中の硝酸塩については、諸外国においてもリスク評価は行われていないし、JECFAにおきましても、野菜に含まれる硝酸塩を直接ADIと比較することや含有量の限界値を設けることは適当でないというような指摘がございまして、外国でも食に含まれる物質としての硝酸塩についての評価は行われていないことから、即座に評価に入るのはなかなか難しいかなという感じでございます。

4ページは、有機スズ化合物でございます。これはプラスチックの安定剤、漁網の防腐剤、船底の塗料といったようなことで長く使われてきたために、例えば海水の中に溶け込んで、それが魚などに濃縮されて食品として摂取される可能性があるのではないかという議論があるわけでございます。これにつきましては、参考資料1の7ページ以下に詳しく書いてございますけれども、WHOの文書で問題視されているほか、JMPR、FAO/WHO専門家会議、EFSAなどで評価が行われているということで、知見が得られているところでござい

す。

国内においては化審法によって既に新しい製造や輸入は制限されているので、新しく出てくることはないのですけれども、既に環境中にあるものについては今後、被害が生じるおそれがないとまでは言えない状況でございまして、こういったような外国の知見があり、被害が生じるおそれがないとは言えないというものをどう考えるかといったこととございまして、これは既に新たな製造輸入が制限されているということ。環境中の物質でございまして、直接食べ物として食べるものではないので、こういったものを優先順位としてどう考えるかということが論点かと思えます。

5 ページは、くんせい中のベンゾピレンなど多環芳香族炭化水素（特にベンゾピレン）です。これは食品の乾燥、くんせい、グリル等の調理過程で生成される物質ということで、特にくんせいに含まれる、あるいはくんせいの代わりに使われるくん液といったようなものに使われるものが代表的な例でございまして、このベンゾピレンにつきましては近年、JECFA や EFSA がリスク評価を行っているということ。IARC、国際がん研究機関でも発がん性があるという評価が最近出たりしているということ、新しい知見が得られております。

EFSA ではくん液について積極的に評価を 2009 年、2010 年と行っているところでございまして、これは極めて最近の動きですので、こういった内容かまでは十分フォローできていないところでございまして、ただし、EFSA によれば暴露マージンが極めて大きいということとございまして、必ずしも摂取をすれば、危険なほどの摂取をする量なのかについては、国民への健康への影響が大きいとは必ずしも考えられないという考え方もできるところでございまして、これは参考資料 1 の 10 ページに書いてあるところでございまして、

6 ページは、加熱時に生じるアクリルアミドでございまして、これも過去に何度か議論になったことがあるわけですが、ばれいしょのようなデンプンなどの炭水化物を多く含む食材を高温で加熱した食品に生成される可能性があるということ、例えばフライドポテト、ポテトチップといったようなものに含まれるものが代表的なものということでございまして、

これにつきましては JECFA から各国に対し低減措置などを求める勧告が出ているということ、各国で低減措置の努力がされていることになっているわけですが、その後、JECFA において平均摂取量が変わっていないので健康懸念があるという再評価結果が 2010 年にも出ているということ、外国でも科学的知見は蓄積されているということのようございまして、

我が国においては農林水産省の方で研究事業でありますとか、あるいは食品事業者の自主的な低減対策を支援しているというような動きはあるようございまして、その他の食

品そのものに対する何らかの管理措置は行われていないという状況でございます。現在、健康被害は生じてはいないものの、今後被害が生じるおそれがないとまでは言えないというようなことでございます。したがって、科学的知見の存在、健康被害の可能性ということでは、自ら評価の対象とはなり得るくらいの状況にはなっているかなと考えられるところでございます。

7ページは、放射線照射食品でございます。現在ばれいしょ以外への放射線照射は原則禁止になっているということですが、この放射線照射食品について不安であるという声がある。一方、諸外国では各国とも最近評価をしていて、安全性に疑問はないという評価が次々と出ている状況でございます。現在、食品安全委員会では放射線照射をすることによって生成される物質である、アルキルシクロブタノンの毒性等についての研究を23年度までの3年計画で行っているところでございます。また2004年に外国でこういった食品に放射線照射が行われているかの調査を行っておりますが、5年ほど前のものがございますので、改めてこういったものについても調べてみる必要がある状況なのかなということでございます。

現在、禁止されているものを改めて評価することになりますと、これは安全性が認められた場合には禁止を解除するかどうかという議論につながっていくような作業になるということも留意する必要があるかということでございます。したがって、この放射線照射食品については研究や調査をもうちょっと進める必要がある段階かと考えられるところでございます。

以上、7つについての状況をざっと御説明申し上げましたけれども、この間、関係の先生方等にも改めていろいろと御意見を聞いたりした上で、若干の評価を加えて整理をしたものがございますが、特にこの4番の有機スズ化合物あるいは6番のアクリルアミドについてはある程度知見も整っており、今後被害が生じるおそれがないとまでは言えないということで、自ら評価を始められる状況という意味では、ほかのものよりは先に行っているかなというような感じを持っているところでございます。

以上、御説明をさせていただきました。

○早川座長 それでは、ただいまの御説明につきまして、危害要因として最後に残ったものが7件ございます。これにつきまして、どこからでも結構でございますので、御質問、御意見をお願いします。

○山田専門委員 4番の有機スズ化合物について教えていただきたいのですが、環境中から食品を通じて摂取されることが考えられるとありますが、具体的にどのような状況の下でどんな食品が汚染される可能性があるのでしょうか。

○西村総務課長 参考資料1の7ページを御覧いただきたいと思いますが、「物質（危害要因）の概要」に書いてあるところがございますが、一番わかりやすいのは2段落目の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により有機スズ化合物の製造・輸入が制限され、環境中の濃度は減少傾向にあるものの、真鯛やボラなどの魚類には数千倍以上に濃縮されることが報告されており、また、血中においても有機スズ化合物が検出されている」ということで、これは昔、漁網とか船底の塗料などに使われていたもので、海の中に汚染物質として存在しているので、魚に濃縮されて食べる危険があるといったことのようにございます。

○山田専門委員 これは魚の種類によって汚染されやすい魚種があるわけですか。

○西村総務課長 そこまでは今わかりません。

○山田専門委員 真鯛とかボラと特定して書いてありますが、養殖魚の中でこういうものが多いということですか。ボラは養殖ではないですね。

○生出専門委員 それについては、食物連鎖で子魚に付いていたのが、どんどん大きい魚が食べて行って濃縮されていくのではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

○西村総務課長 参考資料1の8ページの下の方には、諸外国におけるリスク管理の状況が書いてあるわけですが、魚だけではなくて、例えば家畜施設や動物実験場、孵化場における再登録なども問題になっているところがございますが、フィンランドなどではパーチ（スズキ）ばかり食べないように注意喚起ということもありますので、海の中にある物質なので、その意味では広く汚染といいますか、そういう可能性はあるということだろうと考えられます。

その上にごございますように、例えば全国漁業協同組合連合会では、養魚網への使用を自主的に禁止といったようなことも行われておりますので、ある特定のというよりも、かな

り広く注意をされるといったことが行われているようでございます。

○早川座長 よろしいですか。今日は議題としては全体的に考えますと、食品における健康被害に係るリスク評価ということでありますので、今の御質問は非常に大事なポイントで、それをどの程度、考慮に入れるかどうかという部分だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○山根専門委員 1番と7番です。フッ素樹脂はテフロンフライパンなどの不安が大きいわけですが、御説明によりますと、まだ科学的知見が不十分であるということですので、引き続き情報収集等に努めていただいて、あとは現状、今のわかっていることをわかりやすく消費者には伝えていただきたいと思います。

放射線照射ですけれども、前回も申しましたが、厚労省からの報告にもありますように、慢性毒性や発がん性に関するデータが少ないと聞いておりますので、公正な実験や調査をしていただきたいと思っています。

この参考資料の中ではなかなか出てきていないようですが、最近の私のところに入ってくる情報としましては、アメリカでも細胞の実験でペットに異常が出ているとか、オーストラリアの方で、カナダからの輸入のキャットフードで猫の死亡が相次いでいるという情報が耳に入ってきますので、不安は覚えております。ですので、すぐに評価という段階ではないのかもしれませんが、引き続き調査を継続していただきたいと思っております。

○早川座長 最後におっしゃったペットは、この中でどれですか。

○山根専門委員 放射線照射に関してですが、ここには出てきていないと思います。

○早川座長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

○生出専門委員 4番の有機スズ化合物に関するところですが、具体的に体内に蓄積されて人体に影響を及ぼすとすると、例えば昔はヒ素で水俣病とか、あれもフードチェーンとか何かでどんどん濃縮されていって人体に影響を及ぼしたと思いますが、有機スズ化合物での症状的なものはどのようなことが考えられるのでしょうか。

○西村総務課長 科学的な話になるのですが、資料の7ページの上に幾つかのヒトの急性暴露症例などがあると書いてありますが、詳しく言いますと、動物実験ではラットに水酸化トリフェニルスズを口から2年間与えた実験での白血球の減少。こういった実験結果に基づいてJMPRがADIを設定しているということがあります。

これは直接食品ではないですけれども、労働安全衛生法で労働者が暴露されるような場合の許容濃度といったものも設定されているようです。内分泌かく乱作用が話題になったことがあって、これについてはやはりラットによる実験をしたことがあるようですが、これについては明らかな内分泌かく乱作用は認められなかったということでございます。

ですから、ヒトへの影響ということについては報告はあまりないようでございまして、作業環境において皮膚障害が報告されている程度で、あとは動物実験で今、申し上げたような幾つかの結果が出ているということでございます。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。

○清水専門委員 このTBTあるいはTPTに関して、私は昔、化審法の委員をやっていたときに規制に関与したのですが、これは船底塗料とか漁網の防汚剤に使われておりまして、特に船底塗料は船底にいろいろな貝が付いてしまいますね。そのために船の速力を落としてしまうということから、どうしても使いたいということで使っていた物質です。これは外洋だけでなく瀬戸内海にしても、あるいは琵琶湖というところでも、小型の船などにも船底塗料として使っておりまして、かなり近海が汚染されています。

直接ヒトに害が出たという証拠はありませんが、化審法の場合は環境汚染によってヒトが健康被害を受けるということですから、労働安全衛生の立場から高濃度暴露とはちょっと違うのですが、免疫毒性とか生殖毒性に影響が出てくるということで、これはやはり規制すべきであるとなっているわけです。以上です。

○早川座長 ありがとうございます。環境中からのものに関しては規制があるということでございますね。今のお話と関連するのですが、環境中の方から入ってくるといって規制があるということと、重ねて食品の摂取によって、勿論食品というのは今の場合は食品の製造とかに使うわけではなくて、先ほど来お話があったように、環境中において、その環境中から何らかの原因で食品に移行して、それが人体に影響を及ぼす可能性がある。実際のデータ自体はないのですが、その場合の環境での規制は当然、

環境を通して人体にという話と、環境から食品を通して人体にという話がリンケージして、それも包含しての話なのか、そうでもないのか。そこがおわかりになりましたら。

○清水専門委員 先ほど話が出ましたように食物連鎖で行きますから、結局、海水なり普通の水が有機スズに汚染されて、それがプランクトン、小魚、中魚という形で、魚を摂取すれば必ず入ってくることになるということです。ですから、食品汚染と考えていいと思います。

○早川座長 そういう意味では、環境汚染を考慮して、ある種の製造・輸入が制限されているということは、同時に食品面から見ても製造・輸入が禁止されている状況であると考えてもよろしいのか、そうでもないのかということです。ここで取り上げるとすると、食品をターゲットに話を取り上げることになります。一連の流れのレギュレーションからとすれば、ここで新たにリスク評価をして管理ということになりますけれども、その必然性の大きさや小ささにつながっていく話だと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○清水専門委員 水銀の場合も魚の汚染という食品の摂取制限につながっていきますね。それと同じように、この有機スズの場合でも食物連鎖でだんだん濃縮されていって、食品中に濃度が上がってくれば、生体への何かの影響は出てくると考えるべきだと思います。

○西村総務課長 その環境汚染と食品との関係ということでは、この有機スズについては参考資料の7ページにございますが、WHO、ILO、UNEP、IPCSで、トリフェニルスズ化合物の摂取量を $2.7\mu\text{g}/\text{日}$ と推定した暴露経路は食品摂取によるという推定のようなのですが、それはADIの10.8%に当たるということでございます。したがって、ADIよりずっと低いところではあるということです。

フランス食品衛生安全庁では「海産物を多量に摂取する者における有機スズ化合物の推定平均暴露量はTDIを大きく下回っている。入手可能な結果の全体からは、海産物による有機スズへの暴露から消費者にリスクは生じないと考えられる」。ここに書いてあるところでは、環境汚染がどういうふうに食品摂取につながっていくかについて、ADIなりTDIなりとの暴露量の比較というようなことで書いてあるものがございます。要するに環境中の物質がどのくらい濃縮されて、食品として暴露される可能性があるかを考えているということでございます。

○早川座長 これは先ほど来のお話で、環境が汚染の可能性のある源ということですね。その環境の処理としては、今は製造・輸入が制限されている。つまり少なくとも、これから先に関してはそういう形で環境中への汚染の拡散は制限されているという理解でよろしいですね。

そうしますと、もしこれからリスク評価をして管理をするといった場合に、どういう管理をすべきかが一つあると思います。もう一つは、今、止まっている状態で問題があるとすると、参考資料1で水域環境に長期間残留して環境汚染の問題が懸念されているみたいな話があります。こここのところは化審法の段階で、これ以上はだめということで止めたということで、そこからの食物連鎖を通じた新たな発生としてはないとは思いますが、もしそれ以前の状態のもので環境中に長期間滞留しているものがあれば、そこからの汚染は可能性としてはあいかわらず残るわけですね。そのこのところは何か措置というか、あるいは禁止されたときの考え方。禁止はしたけれども、環境全体としてはモニタリングをしなければいけないとか、あるいはその措置が取られているかどうか。これからの食物からの危害要因を考える上でのポイントなのかなと思いますけれども、もし御存じでしたら教えていただきたいと思います。

○清水専門委員 ぴったりお答えできるかどうかわかりませんが、環境汚染で例えば底質の土の中に残留していれば、これはクリーンになるにはかなり時間がかかると思います。そうではなくて、一時的に大量に使われていたときは、沿岸は非常に汚染されていたわけですが、それはだんだん希釈されていると思います。同じようなことが水銀に関しても、例えばマグロの中には何 μ g入っているから、なるべく1週間にどのくらいの量まで食べてはいけないとか、食品の残留量で制限せざるを得ないし、あるいはダイオキシンでも食物経由で入ってきますから、ヒトが1日に摂る量はどのくらいかという形でしか規制はできないのではないかと思います。

○早川座長 今後としてはですね。これは今の段階で、当時、化審法で禁止する状態からしばらく時間が経っていると思いますけれども、その間に例えば比較実験というのか、真鯛とかボラが一つの典型として濃縮されて大量に蓄積する可能性のある魚類とされているわけですが、またどこかの別の国ではスズキであったりするわけですがけれども、いずれにしても、そこら辺の幾つかの魚類について、当時の暴露量と蓄積量と、現在、化審法が禁

止されて、環境中からとりあえずは先ほどの残留はあったとしても、大元は断っている状況で、そこら辺の比較データは今のところはないですか。

○西村総務課長 まだそこまでは調べてみないとわかりません。

○早川座長 つまりそこら辺がわからないと、評価するときにはどれだけ危険なのか危険でないのかという現状を考えたときの危険ですね。残留しているものがじわじわと相変わらず出ていって、大きくは禁止したのだけれども、やはり健康被害に結び付くような量は依然、我々が食している食品の中に危害要因として、量的なことを含めて含まれているかどうかというところが、多分これからリスク評価をしていくときのポイントではないかと思います。それをフォローアップしているデータがあれば、議論が非常にしやすいのかなという気がしました。

○清水専門委員 多分、環境省がそういう環境中の濃度を測定したデータを持っていると思いますので、環境汚染程度はある程度わかると思います。

○早川座長 今の問題には、データを蓄積しているか否か、その内容はどうかに関する調査が残っているのかなと思ったのですが、どうぞ。

○小泉委員長 清水座長代理が言われたことはとても大切なことですが、水銀とスズとの違いは、水銀は自然界にあるものですから、いつまで経っても高令のマグロなどには高濃度に蓄積される可能性はありますが、今、言われたように有機スズは化審法で規制されていることによって、現状ではいわゆる健康影響がないということであれば、次第に減少するものであるという座長が言われたとおりです。ただ、その残留性ですね。現在の魚にどれくらいあるのか、過去30年以上の間にどの程度減少しているのかが重要です。未だに残っているのであれば、それは規制が必要かもしれませんが、次第にその残留が低くなっているのであれば、今後も更に低くなるだろうという推測ができるのではないかと思いますので、水銀の自然界での濃縮といわゆる有機スズのような人為的汚染によるものとを少し区別をするべきではないかと思います。

○早川座長 水銀の場合には、当時としては水銀が原因物質であるということがわからな

くて、相変わらずどんどん海水中に増えている状態の中で、その地域の人たちが魚を摂取していたと。被害が非常に大きく出た背景には、そこに汚染が拡大していく状況があったと思います。そこを止めたときに、それ以降の影響も残っているとは思いますが、減衰していった。そのことと今のスズの話は全く同じではないですね。そこら辺を食品の目から見たときに、我々がどう考えるかというのはポイントとしてあるのかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。これに関連した御意見でも結構ですし、ほかの危害要因についての御議論でも結構でございます。

○阿南専門委員 アクリルアミドです。日本の場合は JECFA の一日推定摂取量までは、至っていないとは思いますが、フライドポテトは身近な食品なだけに大量に食べる人々も結構いると考えられますので、この辺のところは明らかにした方がいいと思いますので、是非自ら評価として取り上げていただきたいと思えます。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。追加情報を含めて事務局でおまとめいただいた 1～7 までを拝見していると、先ほど来、議論のある有機スズ化合物と今、御指摘のあった加熱時に生じるアクリルアミドが取り上げるべき案件として、議論の俎上にのぼっているということでございます。しかしながら、ほかにもこれは是非にという御議論がございましたらお願いいたします。

○山田専門委員 確かに私も阿南さんがおっしゃるように、実際に食品として出現する機会が圧倒的に多いのは、ポテトチップスやフライドポテトだと思われています。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。

○宗像専門委員 評価すべき案件ということでいうと優先度が低いかもしれませんが、5 番のくんせい中のベンゾピレンで教えていただきたいのは、「我が国の推定暴露量が低いことを考慮すると」の根拠です。参考資料の中の調査研究の実施状況の農林水産省が平成 20 年にやったものと厚生労働省の平成 17～18 年に実態調査を実施したとのことですが、この 2 つがこれと関連があるのかなと思いますが、簡単で結構ですので、日本ではどれくらい低いかを教えていただきたいです。

○早川座長 いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○西村総務課長 暴露推定量は参考資料1の9ページの右上にJECFAの暴露推定量が書いてあるところをごさいますて、その下に日本の農林水産省のトータルダイエツスタディによる推定量があります。

○宗像専門委員 これは平成18年ですね。

○西村総務課長 そうですね。平成20年のものはその下に、先端技術を活用した農林水産研究高度化事業において実施と書いてありますね。この平成17～19年に実施したものの結果がその上に出ているもので、平成20年の含有実態調査は結果がまだ出ていないようです。

○早川座長 今回の結果に関連して、何かコメントはございますか。事実関係だけでよろしいですか。

○宗像専門委員 恐らくこういうもので非常に低いということがわかっているのだと思うので大丈夫だと思うのですけれども、くんせい、グリル、乾燥、ローストは非常に身近なものなので気になりました。

○早川座長 余談ですが、最近は飛行機に乗るとくんせいのものが非常に評判がよくて、特別メニューで出されています。

ほかにいかがでございましょうか。

○今井専門委員 すごく初歩的なことかもしれませんが、7番の放射線照射食品ということで、自ら評価には入らないかもしれないけれども、気になるのは参考資料1の15ページで「中国と東南アジアにおける状況」ということで書いてありますが、日本も中国の食品との関係も深いと思います。私は消費者の目で申し上げたいのですが、にんにくや乾燥野菜調味料や健康食品や穀類など、そういうものが主な食品であるということで、最近では5年間倍増していると書かれていますが、現状としてはどの程度のものが日本の国内に入っていて、私たち消費者は安い値段で安易に手に入る状況に関してはどうなのかなと。

日本ではばれいしょ以外は原則禁止になっているということですが、実際に輸入されている中国やそれ以外の東南アジアですね。ベトナムとかインドネシアとか日本に結構たくさんのもが入ってきていますが、そういうものは果たして大丈夫なのでしょう。

○早川座長　いかがでしょうか。

○西村総務課長　制度的に申し上げますと、日本では放射線照射食品については、ばれいしょ以外は許可されていないということは、その輸入も許可されていないということですので、入ってきていないことになっているということでございます。言わば検疫をくぐり抜けてきているものがどれくらいあるかというのは、このルールとは別の話なのかもしれないと思いますけれども、実際に今、諸外国でどのくらいの放射線照射食品があり、そのうち日本に輸入されている可能性があるものがどういうものかについては、これは公表されていますが、2004年に行った調査で若干のデータはありますが、最新の知見はありませんので、調べてみないとわからないという感じはございます。規則的には入ってこないことになっているということです。

○早川座長　よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○迫専門委員　6番のアクリルアミドの関係でございます。食材に関して、フライドポテトであるとか、子どもたちがかなり多く食べる食品だろうと思っています。子どもであったり、またはその親であったり、比較的若い世代の人たちが食べていて、子どものときにつくられた食習慣は一生持ち越していく。つまり現在の中高齢者よりもはるかに遺伝毒性とか発がん性の問題は影響が大きいものになるのではないかと。そういう将来的なことを考えると、比較的早いうちにきちんと評価をしておいた方がいいのではないかと思います。

○早川座長　ほかにいかがでしょうか。それでは、今までの御意見を承っておりますと、1つは6番の加熱時に生じるアクリルアミドにつきましては、是非自ら評価案件として取り上げるべしというお声が圧倒的に多いと思いますので、まずはこれを第一候補として挙げさせていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○早川座長 ありがとうございます。それでは、そういうことにさせていただいて、問題は2番目を挙げるかどうかということです。いかがいたしましょうか。先ほど来、議論になっていて、二番手として知見がそろっているという意味で考えられるのは、有機スズ化合物でございます。

その知見が必ずしも蓄積していないという、現在の食物汚染の状況が必ずしもこの時点では明確ではないという部分がございますし、先ほど委員長もおっしゃられたように、これから更に蓄積量が増すかと言えば、そうではなくて、むしろ薄める方向ではないかという御意見もありましたけれども、いかがでしょうか。特にこうすべしという、御意見とまではいかなくとも、感想でも結構でございます。

○山崎専門委員 これは一時期、環境の問題として大きく取り上げられた物質で、確かに危害などの生殖異常については消費者も非常に関心を持って見守っていたものです。私たちなどは環境汚染と食品への危害についての区別が付きづらいといいますが、環境が汚染されていけば食べ物も危ないのではないかという考えはかなりあるのではないかと思います。評価の対象にならなかった場合でも、知見が足りないとおっしゃっていた部分の環境の濃度の低下と魚や貝に残留しているデータの開示をしながら、はっきりと区別しながらファクトシートなりをつくっていただいで、私たちにお示しいただきたいなというのが私の感想です。

○早川座長 ありがとうございます。どうぞ。

○生出専門委員 4番に関してですが、そもそもこれは70年代にフランスで養殖ガキがおかしいということから始まっていると思いますが、カキの養殖場の影響を調べたのはないですか。

○早川座長 いかがですか。

○西村総務課長 すぐに出てくる資料は今ないようです。

○生出専門委員 私は、専門的には環境中に医薬品の残留を研究したことがありまして、非常に興味がある問題で、是非残してほしいという思いがあります。

○早川座長 どうぞ。

○服部専門参考人 調査をしていないのであれですが、7ページにも書いてありますが、記憶では環境省が毎年のように環境中の有機スズのモニタリングデータを集めていると思います。先ほど小泉委員長のお話もありましたけれども、経時的な状況を一度チェックしていただいて、本当にあまり濃度が変わっていない、減衰をしていない。増えるということはないと思いますが、減っているようであればファクトシート程度で、その事実として問題がないということを公表する程度でよろしいのではないかと。もし本当に濃度が一定以上ずっと継続してあるということであれば、初めてもう一回これを俎上にあげてみたらどうかと提案したいと思います。

○早川座長 どうぞ。

○清水専門委員 私も今の御意見に賛同します。これはもう使用禁止になっているわけですから、これから環境中にどんどん増えることはないと思います。ですから、環境省が多分、定点で測定しているはずですから、それをつかんでおけばよろしいのではないかと思います。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。それでは、4番の有機スズ化合物につきましては、今幾つか御意見がございましたけれども、今の実態ですね。もしできるならば、化審法が禁止した時代から今に至る経時的な魚類中等における蓄積みたいなものを調査していただいて、その結果いかんによっては次のアクションもあるということだと思います。もしそれが減衰していつていきますよということであれば、化審法がまさに効いているということで、食物に対する汚染の動態、ひいてはそれによるヒトへの健康被害が今までもないわけだから、これ以上発生することはないでしょうというような結論に向かっていくのかなと。

その際に先ほど山崎専門委員から御指摘があったように、環境の問題、食品の問題、ここが消費者としては必ずしもきれいな形で分かれたという形で受け止められていない部分もありますので、そこはこれを取り上げないとしても、調査されたデータも開示しつつ、コミュニケーションとして丁寧に説明しておく。なぜ取り上げなかったのかということの説明していく。大体こんなアクションで、この委員会としては提言したいということによ

ろしゅうございますか。

○阿南専門委員 有機スズのことですけれども、日本では禁止されていますが、近隣諸国ではどうなのかも確認をしないと、まだ使っているところがあるかもしれないわけですね。

○早川座長 私が申し上げたのは、ここで案件として取り上げないということを必ずしも決めたわけではなくて、アクリルアミドは取り上げましょうということでプロポーズをしたいと。

有機スズについては最終結論保留状態で、今、先生がおっしゃったことも含めて、この場での議論は全部全て残っております。今回に関して、最終的な案件に取り上げるか否かについては食品安全委員会で御判断されることとありますので、専門調査会のキャパシティーの問題も含めつつ、最終判断をされると思いますが、私どもからの提言としてははっきりと自ら評価案件候補として出しますということではなくて、この4に関しては幾つかの情報収集の余地が残っておりますと。この委員会として、今の段階ではその結論しかないのかなと。今後の情報等いかんによってはさらなる展開はありということで、私達の方で食品安全委員会にどうという立場ではございませんので、今のような議論を考慮に入れていただいて、御判断をいただくような方向で、この会の結論としたいということでよろしいですか。

それでは、自ら評価の案件については、そういう扱いとさせていただきたいと思います。案件候補から漏れた1、2、3、5、7につきましては、ファクトシートを作成することとしてはどうかと思いますけれども、このことにつきましても御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、報告の体裁等につきましては、座長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

○迫専門委員 野菜の硝酸塩の問題でございます。ファクトシートを出すことはよろしいかと思いますが、その中に有用性な部分を明確に書き込んでいただくような形でお願いできればと思っております。

○早川座長 これはこの前以来議論になっているバランスの問題ですね。リスクはいろいろな意味で絶対的なものではなくて、いろいろなものとのバランスの中で我々は決めてい

かないといけない部分もございますので、そのような意味での御意見だったと思います。

ほかにいかがでしょうか。これは当然ファクトシートないしコミュニケーション自体の中で今のような観点、この前御指摘がありましたけれども、このリスクにどれだけのコストをかけるのかということも、純粋な形の科学的なリスク評価とは別と言えば別枠ですけれども、国民の皆様に丁寧に、リスクというものは一体どういうスタンスで考えればいかと。そういうことでは大変大事なことだと思っておりますので、そういう意味でいいコミュニケーションをしていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、そういう形で進めさせていただくことにいたしたいと思っております。

引き続き「(2)平成23年度食品安全委員会運営計画について」につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

(2) 平成23年度食品安全委員会運営計画について

○西村総務課長 それでは、23年度の運営計画は資料2に案がございます。これにつきましては毎年度この時期に企画専門調査会で御議論をいただいているもので、特に企画専門調査会は各団体代表ないしは各層の代表の方においでいただいている形でございますので、食品安全委員会の活動につきまして、御意見、御注文をちょうだいするといった趣旨もあろうかと思っております。

資料2が今年のものでございますが、参考資料2で平成22年度のものとの新旧対照表になっておりますので、こちらで御説明をさせていただければと思います。参考資料2を御覧ください。

第1で運営の重点事項、総論が書いてございます。昨年度につきましては3に書いてございますように、平成21年9月に新たに消費者庁が設立されたということで、消費者庁と食品安全委員会の関係はどうあるべきかが1つの論点でございましたので、科学に立脚した委員会の役割を明確化するということで、そういった考え方に基づいて国民に対する科学的知見に基づく情報・見解の適時適切な発信に向けて情報を把握し、科学的評価を迅速かつ正確に実施した上で、評価結果等の国民全体へのわかりやすい説明、評価結果を踏まえたリスク管理措置に対する積極的なフォローアップ、こういったような科学的知見に基づく「情報収集・整理」「評価」「勧告・広報」という流れをきちんとやっていくということを重点事項としておりました。この企画専門調査会でも消費者庁との関係において、食品安全委員会はどうかについて、去年のこの時期に御議論をいただいたところ

でございます。

本年度におきましては、第1の3にございますように「特に、科学的知見に基づき中立公正に食品健康影響評価等を実施する一方で、国民の不安感等を的確に把握して、科学的知見に基づく評価結果等の情報を国民に対して丁寧に分かりやすく発信する」ということを重点事項の案として掲げております。

これは今回の自ら評価の案件候補の選定過程におきましても、科学的評価がもう既に行われているものや科学的知見がそれなりに出ているものについても、なお不安があるというような国民の皆様の声があったり、こういったものに対して的確にいろいろな形で対応することが必要ではないかということが議論されることを踏まえまして、今年度の重点事項としましては、こういったことを挙げてはどうかということで書いているところでございます。

具体的には（1）にございますように「食品の安全性に対する国民の不安感等を踏まえてリスクコミュニケーションを的確に実施するため、様々な機会において国民の不安感等を積極的に把握するとともに、科学的情報等について、情報の受け手や使い手のニーズを踏まえてよりの確に収集・分析・整理するほか、国民がアクセスしやすい様々なツールを用いて丁寧に発信する」。こういったようなことを一つとしております。

2ページ。（2）ですが、科学的知見に基づく評価につきましても、収集・分析した科学的情報や調査・研究結果の有効活用等により評価を効果的・効率的に実施するとともに、特に自ら評価については、評価案件決定プロセスへの国民の不安感等の反映や評価案件以外の案件候補についての情報発信等により国民との関係にも重点を置いていく、また、その結果を適切にリスク管理に反映させるため、評価の結果に基づく施策の実施状況の監視等を活性化するというところを書いているところでございます。

（3）は観点がまた違うのですけれども、こういったことを進める際には、食品安全行政の国際化の進展、先ほども話が出ておりましたが、外国からの輸入が多くなっているということ、あるいは国際的な取決めなどがございますので、こういった国際機関との連携や海外への情報発信などの対応を併せて行うことを一つの重点として挙げているところでございます。

「第2」以降は各論でございまして、これは毎年事業としてやっているもののうち、どういったことに重点を置いていくかということで整理をし直しているものでございます。

「第2 委員会の運営全般」につきましては、毎週の親委員会の会合のほか、企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会、緊急時対応専門調査会、危害要因ごとの

評価に関する専門調査会の活動について、予定などを書いているところでございます。

4 ページ「第3 食品健康影響評価の実施」と書いてございます。これについても基本的には変わらないかと思いますが、5 ページにございます(3)で、特にポジティブリストが導入された農薬等の分野につきましては、かなり案件が多くなっていたことから、昨年度は調査審議方法の改善あるいは調査審議の効率化を掲げておりました。これにつきましては、専門調査会に回さずに親委員会で直接審議をする案件でありますとか、あるいはワーキンググループを設ける、こういったようなやり方を導入して、かなり進んでおりますので、今回は違う書き方にしております。既にポジティブリスト制度が設定された分野や既に評価要請がなされた清涼飲料水の規格基準に関する評価案件については、引き続き優先度を考慮にした上で、順次効果的に評価を進めることが書いてあるところでございます。

昨年度はポジティブリスト制度導入に向けた器具・容器包装の分野における評価が書いてございましたが、器具・容器包装におけるポジティブリスト導入に関しては、厚生労働省での検討が遅れているようで、即座に導入されるという感じでもなくなっておりますので、今年度につきましては国際汎用添加物についての諮問手続の簡素化・迅速化について記載しております。

なお、Pと書いてあるものが残っていますが、食品添加物の承認手続簡素化・迅速化につきましては、現在、行政刷新会議の方でも議論されているところでございますので、この運営計画が策定される3月末までには、具体的にどういったことになっていくかが決まっていくだろうと思います。その段階で若干の修正も必要になってくるかなということでございます。

その下が評価ガイドラインの策定や自ら評価ということでございます。自ら評価につきましては今年度は国民のニーズを踏まえて広く募集するというところで進めてきたわけでございます。平成23年度に今年度と同じようなやり方をするかは検討し、御相談させていただきたいと思いますが、22年度分につきましては百数十件の案件を国民から募集し、これについて適切に対応するとことで、かなり膨大な作業をやってきたわけでございます。今年度につきましては、すでにある程度把握されているということもあり、具体的にどういった案件選定プロセスをしていくかということについては検討し、改めて御相談したいと思います。基本的なこととしては、広く国民の意見を踏まえて案件候補を決定していくといったことであり、自ら評価を行うには至らないとされた案件についても各種情報収集や情報提供を行っていくということで書いてございます。

6～7ページは「(2)『自ら評価』の実施」ということで、これまで自ら評価を行うとされたものの進捗状況や今後の予定についてでございます。このうち右側でございますものの中で、例えばデオキシニバレノール及びニバレノールに関する評価、かび毒ですが、これについてはもう評価が終了しているということで、既に幾つか評価が終了したものが出てきております。今年度につきましては、トランス脂肪酸やアルミニウム、これは昨年度に決定されたものですが、引き続き審議を進めることが書いてあるところでございます。

7ページ「第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視」を1つの項目として立てております。これにつきましては、評価の結果に基づく施策の実施状況の監視業務が食品安全委員会には権限としてあるわけでございますけれども、設立7年経って評価の結果も蓄積されておりますので、この評価の結果が施策にどう反映しているかについて丁寧にフォローアップをし、必要があれば適切に意見などを申し述べていくということを改めて重点的に挙げる趣旨で、1つ項目を立てているものでございます。

8ページ。食品安全モニターを後ろからこちらに持ってきております。食品安全モニター制度につきましては、全国470名の方をお願いをして、レポートや報告などをいただいているわけでございますが、設立当初の趣旨からいいますと、評価結果が適切に管理措置につながっているかを監視する役割を国民消費者の側から見ていただくといった趣旨がございましたので、その趣旨をもう一度はっきりさせるということで、こちらの方に持ってきました。

8ページ「第5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進」でございます。これについては従来、研究と調査は別々のところに出てきておりました、全く別々に進めていたのですけれども、今般、内閣府の行政事業レビューなどにおきまして、調査と研究を整合的に進めていく必要があるという指摘もございましたので、昨年12月の委員会決定で「食品の安全性確保のための調査研究の推進の方向性について」が決定されまして、調査と研究について一つの企画調整会議というものを設けまして、総合的に計画を立てて進めていくといったようなことになっております。

これに伴いまして、具体的に評価になるだけ直結するような形で研究及び調査を進めていくということが決められておりますので、そういったことで8～9ページについて書いてあるところでございます。

10ページ「第6 リスクコミュニケーションの推進」でございます。このうち第6の1の線を引いたところですが、平成23年度予算で地域の消費者団体等と連携をして開催する意見交換会が予算措置されていることもございますので、消費者等に身近なテーマによる

対話型の意見交換会とするため、地方公共団体や地域の消費者団体と連携して開催することを改めて加えております。

情報提供等の積極的実施ということでございますが、これについては今般の自ら評価の案件選定のプロセスでも、きちんと情報提供をしていくためのやり方をどうしていくかが議論になっていることもございますので、改めて項目立てをして整理をしております。ホームページ等における情報提供、マスメディア関係者等の連携、食の安全ダイヤルといったもの。あるいはその他の食品の安全性についての科学的な知識の普及啓発。リスクコミュニケーション育成講座受講者への支援といったような幾つかの手法を効果的、効率的に進めていくということで整理をしております。

12 ページ「第7 緊急の事態への対処」でございます。これにつきましても基本的には情報提供が中心になるわけでございますけれども、13 ページの上でございますように、緊急時における迅速性を重視した情報発信を行うため、その時点で把握している科学的知見をハザード概要シートなどとして出せるよう、提供先のニーズを踏まえて整理することが新たに書き加えられております。これは緊急時などの場合は必ずしも厳密な科学的評価が終わっていなくても、その時点でわかっているものを早く出すということが求められているということでございますので、そういったことに注意していくというようなことございます。

13 ページの下でございます情報の収集も、そういった観点で行っていくということが書かれてございます。

14 ページ「第9 国際協調の推進」でございます。特に国際的な動きがあるということから、JECFA、その他に積極的に関与していくということ。また、ヨーロッパの食品安全委員会 EFSA や豪州、ニュージーランドの FSANZ と連携協定が結ばれておりますので、これを具体化していくといったこと。あるいは海外に対して発信していくことについて、一つ大きな重点事項になるのではないかとということで、「第9」と柱立てをしたところでございます。

以上が運営計画の素案でございますが、その他、資料として配られているものでございますが、参考資料3を御覧いただきたいと思います。予算案の概要でございます。平成23年度食品安全委員会予算(案)は10億700万円ということで、前年比18%ほど削減・効率化ということになっております。これは政府全体の中でこういった調整がされたということでございます。内容的には項目がばさっと削られたというものはございませんで、必要な経費は確保されたものと考えておりますので、効率的に執行していくということにな

ろうかと思います。

研究事業は3億4,000万円から2億4,000万円ということで1億円ほど減額となっております。これにつきましては研究事業全体を精査して、評価と直結するようなものに戦略的に使っていくことが求められているところでございます。

調査事業については1億7,900万円から9,200万円ということで、これも大幅に削減されております。これは執行率が従来低かったということもありますので、優先度の高い調査の選択に重点を置いていくという観点から、削減されているところでございます。

リスクコミュニケーションについては先ほど申し上げましたように、消費者団体等との連携での意見交換会を新たに計上をしております。

国際対応ということで、リスク評価情報の共有ないしはその他の連携ということで新規計上を含めまして、計上してあるところでございます。

食品安全委員会の機能強化ということで、自ら評価を強化するための技術参与の増員、あるいはオンラインによるデータ整備といったものにも新規予算が計上されているところでございます。

予算総額としてはやや削減されているところでございますが、言わば今まで十分使い切れていなかった部分について、より効率的に使うようにということでございますので、必要な予算は確保できたのではないかと考えているところでございます。

参考資料4は前回の企画専門調査会でも提出させていただいた運営計画の実施状況の中間報告でございますので、今の状況ということで御参照いただければと思います。前回の会議では11月いっぱいのものお出ししましたが、今回は1月末現在ということで最新の情報までアップ・トゥー・デートしたものと整理をさせていただきました。

以上、御説明でございます。

○早川座長 それでは、ただいまの御説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見等がございましたらよろしくお願いたします。主に参考資料2について御質問、コメントを賜ればと思いますが、いかがでございましょうか。

今日、自ら評価の御議論をいただきましたけれども、非常に大きな変化でもありませんけれども、国民の皆様の声を引き上げることを相当に拡大した形で自ら評価案件を取り上げて、それについてずっと御議論をいただいていたということですね。その中から浮かび上がってきた幾つかのことは、非常に多くの方の食品に対する声があるということです。その声をどういうふうに取り上げるか。あるいは食品安全委員会として、それをどうい

ふうに取り上げて対応していくかが結果的に大きなテーマになったのだらうと思います。

先ほどもございましたように、いろいろな国民の皆様からの声は、時にはそれが不安であったりということも含まれているということで、この食品安全委員会の立ち位置がどういう立ち位置なのかをもう一度改めて問われたのだらうと。その不安をすべて受け止めて、すべてもう一度お返しするのかどうかというところで、ほかの消費者庁やリスク管理機関との関係をどういうふうに考えて、食品安全委員会としてはどういう立ち位置からの運営をやっていくか。そういうことがここに反映版として盛り込まれていると私は理解しています。

その中で前から議論がありますけれども、食品というのは全体論ですが、システムとして、リスク評価とリスク管理。両方にオーバーラップしますけれども、リスクコミュニケーション。そういう概念的な区別をして、それにそれぞれ適用できるようなシステムをつくったということですが、自ら評価案件で出てきた声というのは、それを更に全部包含したような形のいろいろな案件が出てきたということで、それを受けて、改めて制度的あるいは概念的に分けたけれども、分けた状況をこれからどうしていくのかという話。翻訳するとそんなことなのかなど。その中ではっきりしているのは、主に食品安全委員会は科学的な知見に基づいて中立公平な機関としてリスク評価を行っていく。この立ち位置は全く変わらないということをまず確認して、しかしながら、リスク管理あるいは国民の皆さんの不安に応えるという意味では、食品全体の問題として、評価だけをやっていますよということではなくて、自らの立ち位置からリスク管理機関との連携もきちんとやりながら、しかるべきリスクコミュニケーションを図っていく。このような話がこの中に盛り込まれているのではないかと私なりに解釈してみたのですが、いかがでしょうか。そういう形で足りない部分がこの中にあるのか。これでよろしいのかということで少し御議論をいただければと思います。

○山根専門委員　今回、国民の不安感を積極的に反映するということがたくさ出てきました、それは私の立場からしますと大変ありがたいことですが、例えば5ページの自ら評価の一番下の4行辺りですけれども、「広く国民の不安感等を反映するため、委員会が整理した案件候補のほか、国民の意見を踏まえて」と書かれていまして、これはまさに今日の御議論でもあっていいことだと思います。

ただ、漠然とした不安を取り除くことと健康被害を防ぐために重要な評価とは、優先順位で考えて慎重に専門的な配慮が要るのだらうと思います。旧ですと「優先順位の考え方

を整理しつつ」という言葉が入っているわけですね。これはこの優先順位の考え方は整理が一応付いたということで外されたのかどうかはよくわからないのですが、優先順位云々という言葉が文章にするか、意識の上でいいのかわかりませんが、そういった考え方は必要であるとは思いますが。

○早川座長 本来の自ら評価はリスク評価と関連したことでありますので、今、御指摘のあったように、優先順位の考え方はそれを明確な形で表現していたわけですね。こういうふうなものは優先順位にしますよと。科学的な立場から言えばこういうことであると。単なる不安とかそういうことではありませんということをやっていたのですが、そのこの辺りは事務局の方でのお考えはいかがでしょう。

○西村総務課長 この「優先順位の考え方を整理しつつ」と去年書いてありましたのは、一昨年に自ら評価案件の選定方法についてのルールを議論いただいて、新たに決めていただいたものがありましたが、その余音がありましたので、このときには「優先順位の考え方を整理しつつ」という書き方になっておりました。これについては、例えば健康被害が大きいものとかの基準ですが、今も勿論生きているわけですので、これは一応基準作成の作業自体は終わって、今はそれでやっているということで落としています。ですから、これはもう優先順位の考え方を整理しないという意味ではなくて、作業としては終わったということで、表現としては落としてあるものでございます。

広く国民の不安感を反映するのは自ら評価の選定についてであって、評価自体はあくまで科学的に行うということですので、不安感によって評価の中身が影響されるということは当然想定されないということですので。そこは不安感を受け止めつつ、先ほど座長のおっしゃった科学に基づく食品安全委員会の立ち位置に立って、きちんと評価していくということ。そこは注意して記載しているつもりでございますので、山根専門委員のおっしゃったような問題意識に答えていけるものと思っております。

○早川座長 ここの下りですけれども、自ら評価を行う案件の選定に当たっては、入り口論としては非常に広く国民の皆様の御意見を伺いましょうというのがまずあって、「不安感等を反映するために」という文言が入っているのだらうと思います。その次に実際のプロセスに入って行って、それを最終的に案件候補、評価に行く過程の中で、一つは先ほどおっしゃった優先順位の考え方に基づいて、結果的にセレクションがかかっていくという

ことなのだろうと思います。そのセレクションにかからなかったものについても、どちらかと言えば、もともと不安があって入り口で吸い上げたので、それに対して、なぜそこは取り上げなかったか、どうなのかということについて説明をしていく。こういう流れで今回はあったと思います。

多分この文章の中に、そういう意味での表現が必ずしも正確に記述されていない、入り口のところはいいのですが、その途中以降の過程の2つの要素、取り上げる方向はある考え方に基づいてという話。しかし、そこで優先順位の考え方に基づかないところで落ちた案件についても、丁寧に説明をするという話の部分はどのような表現が適切かという点、私もとっさにはわかりませんが、そういうことがこの文章に反映できればいいですねというのが山根専門委員の御意見のように思ったのですけれども。

○山根専門委員 別の項でそういったことはありますけれども。

○早川座長 ここで唐突に選定基準云々が抜けているから、そこはそこに基づいているんでしょうという意味ですか。

○山根専門委員 そうですね。一番初めに読んだときに、不安感の方がかなり優先されるのかなというイメージを取りそうになったのですけれども、そうではないのはわかります。

○早川座長 この途中の「委員会が整理した情報に基づく案件候補のほか、広く国民の意見を踏まえて案件候補を決定する」という下りが、最初「広く国民の不安感等を反映するため」の方に言葉の力点がかかっているのですが、広く国民の意見を踏まえて案件候補を決定するという表現に結び付いていっているわけですが、実は反映するためには先ほど申しましたように2つの状況があって、単に選定だけのことで言えば、最終的には「広く国民の意見を踏まえて」には違いないのだけれども、その間に「踏まえつつ優先順位の考え方に基づいて決定する」という文言が入った方がわかりやすいのかなということですね。そんなニュアンスでうまく作文をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○西村総務課長 わかりました。ほかのところにもいろいろと書いてあるので、このところが瘠せてしまった感じなので、多少の重複を恐れずに、今おっしゃったような文章を書き加えるようにしたいと思います。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。

○佐々木専門委員 運営計画の内容そのものについては、文言はいろいろとあると思いますけれども、妥当なところだと思います。ただ、8ページの「第5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進」と自ら評価との関係をお話ししておきたいと思います。それがこの計画に影響を与えるかどうかはわかりませんが、8ページにあります研究事業のアンダーラインが引いてあるところの真ん中辺りに、「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性について」という決定がなされたと書いてありますが、残念なことに今日は配付されていないので、企画専門調査会の皆さんには是非読んでいただきたいと思います。

これは食品安全委員会として、食品健康影響評価に関わるであろう今後5年くらいのキーワードを選出して、それに合わせて研究と調査を進めていこうという方向性を示したものだとは私は理解しています。その中で一つ議論になったのは、やはり自ら評価にどう応えていくかということです。管理機関から諮問がある場合には、必要なデータや資料は添付されてきますが、自ら評価は諮問機関から別に資料が来るわけではありませんので、決まった途端に食品安全委員会自身がデータや資料を準備しなければいけないわけです。

そうすると、自ら評価を強化すればするほど費用が必要になってきて、この間見えていても、どうも自ら評価のための研究や調査がやや遅れ気味に始まってしまいます。それは決まる時期の問題もありますが、自ら評価にどういうものが取り上げられるかがわからないので、年度予算の執行との関係がそうなると思います。

今回パブコメも取ったりして多くの課題を拾い上げることができましたので、それに基づいても調査研究事業を進めることができるわけです。

その点で行くと、参考資料にあります来年度の予算ですけれども、ほぼ減額2億円は調査と研究からカットされた内容になっています。これで果たして今後、自ら評価を強化していけるのだろうかという懸念を持っておりまして、優先順位を付けて調査研究を行うとは書いてありますけれども、その際、是非自ら評価の課題に挙がったものを研究なり調査事業の一つの課題としてとらまえておく必要があるのではないかと思います。

そうすると第5のところに入っていないんです。自ら評価案件に応える調査事業というのが入っていないので、どうも自ら評価と調査研究事業の推進が何となくマッチングしていないのです。自ら評価は企画専門調査会で担当していますので、企画専門調査会の審議

の内容のところでもいいですし、あるいは自ら評価のところでもいいのですが、やはり調査研究事業を伴って、きちんと自ら評価を進めますよということを一言書いておいてもいいのかなと思いました。それが1点です。

先ほど自ら評価のところではファクトシートという言葉がありました。このファクトシートという言葉は非常にあいまいな言葉でして、事実を書き並べればファクトシートになりますし、リスク評価をするための事前準備としてのファクトシートの作成もあります。実際にホームページに掲載されているファクトシートを全部見てみますと、レベルがいろいろです。情報の精度もいろいろで、やはり関心のあるものは逐次更新されていますが、古いのは古いままです。

願わくばですが、一度ファクトシートを全部見直していただいて、今回ファクトシート対象になるものがかなりあると思いますので、レベルをそろえていただきたいのです。なぜこれが自ら評価の対象にならなかったのかというのは、一つはリスクプロファイルのプロセスだと思います。先ほど皆さんから御意見をいただいた内容も実はリスクプロファイルの入り口の議論をしているわけで、農林水産省とかはリスクプロファイルという形でファクトシートとは分けて公表していますので、食品安全委員会も少なくとも自ら評価にかかったものについてはファクトシートではなくて、リスクプロファイルの形にならないでしょうか。先ほどの議論は要するに、当面リスク評価をするに値するような危害は想定できないという結論ですね。そこまでできれば、国民も安心できるのではないかと思います。現在のファクトシートだと安心できません。優先順位なしにデータが並べられていますので、何ともないというのあれば、危ないというものと一緒に並んでおまして、あれだけを見ていると、日本の規制が遅れているのかなと不安を持つ部分もあります。少なくとも自ら評価の議題になったものについては、リスクプロファイルまで持っていただきたいという希望を持っております。計画とはあまり関係ないことですが、よろしくお願いいたします。

○早川座長 今の佐々木専門委員の御指摘で、例えばどの箇所にもどういう形で反映すればいいということはあるでしょうか。

○佐々木専門委員 自ら評価をやるためには調査と研究が重要である、それを推進することを入れておかないと、出来合いの情報を集めてきて評価するのかなと思ってしまいますけれども、現実にはトランス脂肪酸にしても調査研究事業の中にきちんと予算を

使ってやっているわけです。ですから、そういうことをきちんとやっているんだということを知らせるためにも、私は自ら評価の方に入れたらいいのではないかと思います。諮問があったものだけ調査研究をやっているようなイメージを受けました。

○早川座長 それはどこかと重複する部分もあるのかもしれませんが、今の御指摘は自ら評価というものと調査研究事業のある種のリンケージをはかるべしというような考え方をどこかに盛り込むというのが一つですね。

○佐々木専門委員 調査研究を重視して進めるみたいな言葉が一言入っていただければいいと思います。

○早川座長 これは勿論自ら評価だけではなくて、諮問があったことについても調査研究を場合によってはやらなければいけないので、自ら評価がより重点ということでは必ずしもないとは思いますが、意識的に自ら評価と研究事業も深くリンケージさせますよというような下りをどこかに、重なるかもしれないけれども、入れて明確に表現をしておいた方がよろしいのではないかという御指摘。

あとファクトシートについて、これはリソースの関係もあったり、いろいろと大変な御注文だとは思いますが、前向きに考える方向づけとしては、先ほどおっしゃったようなリスクプロファイルまで行けるものは行くようなにしてほしい。そういう趣旨でございますね。

○佐々木専門委員 実は私どもも一つの物質なり、あるいは微生物なりが問題になったときに、ファクトシートだけだと判断が付かないです。どうしても農林水産省のリスクプロファイルを見てることが多いのです、データは食品安全委員会も同じ程度の情報などを持っていますし、暴露データなどは厳しいかと思いますが、少なくとも自ら評価の課題になったものについては、事務局の方なり専門調査会の方で資料あるいはデータを見て、優先度を判断しているわけです。そこまでまとめていただけないかなと。これは希望なので、この計画に入れるということではありません。

○早川座長 どうぞ。

○西村総務課長 ありがとうございます。自ら評価と調査研究との関係については充実した形で、自ら評価と調査研究の両方に入れた方がいいかもしれませんので、修正をしたいと思います。今は6ページの真ん中のところに、自ら評価の実施と書いてあるところに、「委員会が委託して行う各種の調査及び研究成果を適切に活用し」という表現はありますが、ここを充実させるとともに、調査研究の方にもそれを入れるような形で修正をさせていただきたいと思います。

ファクトシートとリスクプロファイルの件については、御指摘をありがとうございました。この運営計画の中ではファクトシート等などと書いてありますので、具体的なリスクプロファイルなりファクトシート、あるいはその他の情報提供の仕方の関係については運営上、御指摘を踏まえて確認をしてまいりたいと思います。

○渡邊委員 今の佐々木専門委員の考えは私も賛同するのですが、実際に微生物の自ら評価を行っています。ファクトシート及びリスクプロファイルを作成しているのですが、その過程において、現在どういうデータが足りないのか。今後どういうデータが必要なのかを幾つかのリスクプロファイルを作成する過程で、それに抜き出したんです。そういうものに対しての研究をどういうふうにプロモートしていくかという考え方は、実は前から申し上げているのですが、そういう考え方は非常に重要だと思いますので、今のところは書き加えておいていただければと思います。

○早川座長 ほかにいかがでございましょうか。

○阿南専門委員 8ページにリスク評価に基づくリスク管理施策の実施状況の監視というところで、食品安全モニターさんたちの活動がここに位置づけられていますが、大変いいことだと思います。定期的に省庁から報告は受けるということですが、実際に生活の現場でどうなっているのかをチェックする意味でも、非常に重要だと思います。

1～2行目に「講じられる施策の実施状況について情報の提供を受ける」とありますが、ここは食品安全委員会のこのような評価を受けて、リスク管理官庁がこのようなことをやっているはずといった情報が丁寧に情報提供されないと、なかなかチェックできないと思いますので、そういう関係はしっかりと密にとっていただきたいというのが要望です。以上でございます。

○早川座長 今回の御意見が反映できるような、何かここに書き込めるような適切な文言が
ございますか。勿論御趣旨はわかりましたので、事務局の方で頭を絞っていただくという
ことでも結構ですけれども。

○阿南専門委員 ちょっと思い付かないです。

○早川座長 わかりました。今のような御趣旨であったということを記憶にとどめていた
だいて、何かもし書き込めることがあれば、今の御意見を反映できるような形をお願いし
たいと思います。

ほかにいかがでございましょうか。

○河合専門委員 この運営計画の中で国際化ということで、今回きちんと3番目に載せて、
最後のところにも項目としてあるので、これは今からの日本の食品貿易とかを考えると、
非常に必要だと思っています。

1つ御質問ですけれども、今ここに出ているヨーロッパとか先進的なところとの情報交
換をやられていますけれども、実際にいろいろな問題が起こるのは途上国のようなところ
だと思います。そういったところの情報といったものについてどうするかをお聞きしたい
と思います。よろしくお願ひします。

○早川座長 いかがでございましょうか。

○本郷情報・緊急時対応課長 先進国に限らず、途上国の情報も含めて食品安全関係情報
という形で情報を集めたものを皆さんに提供しております。確かに御指摘のように、これ
までは先進国中心に調査に行ったり、先進国から専門家を派遣していただいて勉強してき
たところですが、今年も幾つか海外出張なども計画しているのですが、その中で海外の途上
国を含めて食品安全に関してどういったことを評価し管理されているのかを調べようと
していますので、そういった方向で少しずつ充実させていきたいと思っております。

○早川座長 今おっしゃったのは、途上国からも食品の輸入が増えていることも含めて、
そこでどういう管理とか。

○河合専門委員 TPPとかアジアの貿易の形が大分変わってくると思いますので、先手を打たれていると聞いて、安心しました。

○早川座長 それはここのどこかに反映するということではございませんね。

○河合専門委員 ちゃんとここに載っています。

○早川座長 ほかにいかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、今の運営計画につきましては幾つか御意見をいただきまして、1つは自ら評価の決定に関わるプロセスの中での優先順位の考え方について、そのことを書き込んでいただきたいということ。自ら評価と調査研究事業の言わばリンケージについて、具体的に書いてくださいということ。これは特にどこに入れてくださいという話ではありませんけれども、ファクトシートのみならず、リスクプロファイリングというものをできれば、少し出せるものは出していただきたいというお話があったかと思います。あとは先ほど阿南専門委員から御指摘がございました、食品安全モニターからの報告ですね。リスク評価の実施状況についてのモニタリング情報の提供で、もう少し具体的に何か書けることがあれば、書いていただきたい。大体この4点の御指摘があったかと思いますが、不足がございましたら御指摘をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。事務局の方はそれでよろしゅうございますか。

それでは、各委員からいただきました御意見で、実際にどういうふうに追加修正するかにつきましては、私の方で事務局と相談しながら詰めていきたいと思っておりますので、そういう形で御了解をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○早川座長 ありがとうございます。先ほどの自ら評価の案件候補案と運営計画案につきまして、企画専門調査会の今日のとりまとめとして委員会に報告させていただきますけれども、委員会への報告後はどのような扱いになるか、御説明をいただければと思います。

○西村総務課長 自ら評価案件の候補案と運営計画の今後のスケジュールとしましては、近日中の食品安全委員会の会合におきまして、この専門調査会でとりまとめていただいた案を報告し、御審議いただくこととしております。その後、国民の皆様からの意見募集、

いわゆるパブリック・コメントを1か月経まして、最終的に食品安全委員会において、年度内にはとりまとめていただくことなるものと考えております。

○早川座長 ありがとうございます。今の手続ですけれども、何か御質問はございますか。

それでは「(3) その他」の議事として、事務局の方で何かございますでしょうか。

○西村総務課長 ほかにはございません。

○早川座長 それでは、以上で本日の議事はすべて終了といたしますけれども、次回の日程につきまして、事務局の方からお願いいたします。

○西村総務課長 次回の企画専門調査会につきましては、本日御審議いただきました23年度の運営計画の案どおりでございますと、22年度の運営計画のフォローアップと運営状況報告について御審議をいただくために、恐らく6月になると思いますが、そのころに開催させていただくことになろうかと考えております。改めて先生方の御都合をお聞きして、日程を調整して、御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○早川座長 それでは、以上をもちまして「企画専門調査会第37回会合」を閉会したいと思います。どうも活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。